

日本きのこ学会名誉会員選考規程

(令和4年10月25日改定 令和4年11月1日施行)

第1条 名誉会員は3名以上の理事または代議員の推薦を受けた、会員歴通算12年以上(きのこ技術集談会、日本応用きのこ学会の会員歴を含む)で、満70歳以上の正会員または団体会員代表者、または特別会員できのこ学に顕著な功績のあった個人、または当法人の発展に著しい貢献が認められた個人のなかから名誉会員となり得る前年度から選考の対象となる。

第2条 名誉会員候補者選考委員会は、以下に記す事項のうち、名誉会員となり得る年度の4月1日現在少なくとも二つ以上の項目を満たす者を名誉会員候補者として同一年度に2名以内選考する。

- (1) 会長、副会長、編集委員長のうち一つ以上を経験していること。
- (2) 理事または旧常任幹事(きのこ技術集談会)を通算8

年以上経験していること。

- (3) 日本きのこ学会または日本応用きのこ学会の学会賞あるいは技術賞を受賞していること。
- (4) 大会委員長または、当法人が主催または共催した国際シンポジウム等の実行委員長を経験していること。
- (5) その他

名誉会員候補者選考委員会によって選考された名誉会員候補者は、理事会および代議員会の議を経て名誉会員として決定される。該当者へは速やかに通知し、総会決定後の翌年度4月1日より名誉会員となる。

第3条 名誉会員候補者選考委員は2名の会員により構成され、理事会の決議により決定される。なお、その任期は2年とし、その再任は妨げない。

第4条 本規程の改定は代議員会の決議による。